

令和7年度第3回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年6月11日（水） 開会 14：00～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 10名

俵口 和義	木原 緑	桃川 公治
田中 誠二	廣渡 秀雄	野中 良雄
安部 慶人	花田 三枝	大村 武彦
神谷 義幸		

(2) 欠席委員 2名

門司 雅門 山田 和夫

(3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

廣渡 英一

4. 委員会に附した議案

議案第4号 農地法第5条の許可申請について

議案第5号 岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第3回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は三吉が1件5条の転用申請です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、8番の桃川委員、9番の大村委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和7年6月11日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回1件の申請が出されております。2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は2筆です。場所は三吉722-1、724、地目はいずれも田、面積は381m²、100m²、区分は農振白地、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は駐車場です。位置図を3ページに載せています。場所は、三吉の公民館や児童遊園の近く、自動車整備工場に隣接する農地です。

付近の航空写真を4ページに載せています。5ページをご覧ください。土地の利用計画図を載せております。北側に面する公衆用道路から出入りし、全面を隣接する自動車整備工場の駐車場として利用する計画となっています。雑排水および下水排水の発生はなく、給水設備の設置もありません。6ページをご覧ください。現況の高さから最大で60センチメートル程度道路の高さまで盛土・転圧を行う計画です。雨水排水については、北側および西側に設置されている側溝に自然流下させる計画となっております。

それでは別紙でお配りしております、許可基準表をご覧ください。1.立地基準については、農用地・第1種第3種農地のいずれにも該当しないため、第2種農地となります。続いて2.一般基準です。1.転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と銀行口座の残高証明書から問題ないことを確認しております。2.転用行為

の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しています。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から令和7年9月に着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、周辺に農地が無いこと、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明は以上です。

議長 はい、それでは議案第4号について、ただいま事務局から説明がありましたが当該委員さん何かございましたら。

野中委員 特にございません。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこの件に関しまして何か他の委員さん、ご意見ご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。それでは許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第5号岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、事務局お願いします。

事務局 はい。それでは議案の7ページをご覧ください。議案第5号、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する。令和7年6月1日岡垣町農業委員会会长俵口和義。

来年度の農業委員および最適化推進委員の改選に向けて、規則の改正を行うものです。今年の6月1日に改正刑法が施行されたことに伴い、条文中の「禁固」の文言を「拘禁刑」に改正するものです。改正規則本文を8ページに、新旧対照表を9ページに、改正前後の規則を10ページから15ページに載せてています。

なお、今回の規則が最適化推進委員に係る規則のみとなっている理由ですが、農業委員は町が委嘱するもので、最適化推進委員は農業委員会が選任するものとなっているためです。説明については以上となります。

議長 はい、それでは議案第5号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。よろしいでしょうか。それでは続きましてその他について、事務局お願いします。

【その他の項】

1. 令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価

別紙参照

2. 三里松原アダプト活動について

別紙参照

3. 日程について

○福岡県農業会議第 10 回通常総会

日 時：令和 7 年度 6 月 19 日（木）

場 所：博多サンヒルズホテル

参考範囲：会 長

4. 次回の日程について

・日 時：7 月 10 日（木） 14 時 00 分から

・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第 3 回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
